

第47回 クリーンセンター滋賀環境監視委員会 会議概要

1. 日時 令和5年3月9日(木) 10:00~12:00
2. 開催場所 クリーンセンター滋賀 研修室 他
3. 出席者

○環境監視委員

学識経験者：金谷委員長

住民代表：東委員、筒井委員、渡邊委員、
中島(仁)委員

事業者：深川委員、住田委員

滋賀県：青木委員

甲賀市：澤田委員

(代理 相原功志課長補佐)、
谷委員、福井委員

公社：武村委員

○事務局：公益財団法人滋賀県環境事業公社

小松副理事長、木村所長、
小西副所長、新井次長、山本副主幹、
田中副主幹



4. 議事概要

(1) あいさつ (公社 小松副理事長)

(2) 活動内容報告

- 1) クリーンセンター滋賀の搬入実績について 資料 1
- 2) 水質調査結果について 資料 2
- 3) 硫化水素自主測定結果について 資料 3
- 4) その他報告事項
 - ・放射線の自主測定結果について 資料 4
 - ・遮水シートの損傷について 資料 5
 - ・今後のスケジュール (現状と予定) について 資料 6

【意見および質疑の概要】

注) 以下、記号 ◇ は委員の発言、記号 ⇒ は事務局公社職員の発言

◎議題1 クリーンセンター滋賀の搬入実績について

(資料1に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

◇ 搬入量が少し少ないようであるが、所定のボリュームより減った状態で終わりの期日を迎えたらどうするのか。

⇒ 予定数量については、許可数量は超えることができないので、廃棄物の受け入れ終了後に公共事業で出る残土で最終の覆土をして許可容量内で終わります。

◎議題2 水質調査結果について

(資料2に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

質問なし。

◎議題3 硫化水素自主測定結果について

(資料3に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

◇ 硫化水素が出ていないガス抜き管の始末ですが、開放しておいて雨が入ったりしても大丈夫か。

⇒ 管理型処分場の管理として、主に浸出水の処理とガスの処理があります。

処分場に降った雨を浸透させて、浸出水の処理を行う構造のため、処分場の下の方に浸出水の集排水管があり、その管にガス抜き管をつないでガスを通す構造になっています。(水の流れと空気の流れが逆になる)

そのため、硫化水素が出るガス抜き管については、出口で吸着等の対策を行っており、硫化水素が出ない管については、出口は開放して空気が通るようにしています。

雨については、表面から浸透するもののほか、ガス抜き管を通じて流れ込んだものも、排水処理につながりますので、準好気性埋立地として運用のうえでは、問題はありません。

◎報告事項

＜資料４＞放射線の自主測定結果について

（資料に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める）

◇ 放射線測定は、廃棄物の搬入が終わった後も継続されるのか。

搬入されるものがないならば、必要なくなるようにも思うがどうですか。

⇒ ご指摘の通り、搬入される廃棄物の放射性物質を心配された経過があり、これまで測定をしてきました。数値的にも滋賀県内の他場所よりは低いくらいですので、受け入れ終了までは、測定を継続し、そのあとの測定結果を甲賀市にも確認いただいたうえで、測定を終えることを調整させていただくつもりです。

◇ 地元などとも相談されて決められたら良いと思います。

＜資料５＞遮水シートの損傷について

（資料に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める）

◇ 損傷した箇所は２か所ですか。

⇒ 覆土用の土を置いている場所での損傷でしたが、一つの損傷場所の保護シートを開けると、遮水シートに穴が開いているところはいくつかありましたので、それらをすべて修復しております。修復の場所としては２か所となります。

なお、修復ののち、今日までに降雨がありましたが、漏水検知システムも異常を出すこともなく、適切に修復できております。このことについては、損傷発生時と修復完了時に、地域にも連絡をさせていただいております。

＜資料７＞今後のスケジュール（現状と予定）について

（資料に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める）

◇ ヒノキばかり植えるのか。

⇒ 通路になる小段の平場は植樹しませんが、その他の平場、法面は植樹することになります。

全体で、約2000本/haの植樹をしますが、ヒノキを主体として、専門家の指導も受けて、約2割は肥料木（ヤシャブシ、ヤマハンノキなど）を植えます。全体として1万数千本になります。

◇ 5m幅の小段があるのはわかったが法高がどれくらいあり、断面図ではどうなっているのか、示してほしい。世間で造成地の法面崩壊が騒がれていることもあり心配である。

⇒ 計画はありますが、今は手持ちがないので、すぐ数字は申し上げられませんが、河川堤防の1/2勾配よりも緩やかな1/3勾配で安全をみた計画をしています。加えて、雨水排水路を整備することで、雨水は浸透させるものと排除するものに適切に分けて、斜面等の形状維持をし、法面崩壊がないように計画しています。

◇ ごみと土が互層として積みあがっているので、力学的には計算はされていると思うが大丈夫か。

⇒ 土木的には問題ない設計であります。加えて、維持管理の中で、法面の形状が変化していないかを見ていくこととなります。異常の兆候があれば対応することになります。

◇ それは、ずっと監視されることになるのか。

⇒ スケジュールの表にも示させていただいているように、放射線調査など少し減らすものがありますが、今も行っている毎年の定期的な機能検査など、維持管理自体は廃止まで継続していくこととなります。廃止の時期は、法の「廃止の基準」に適合しているかを県行政が確認できるまでですので、あと何年ということはありませんが、廃止までの間、責任をもって管理します。

◇ 自動計測機などを置かれたりするのか。

⇒ 時代により技術が改良されるので、一番効率的なやり方、簡易にできる方法があれば、取り入れて、問題のない維持管理に努めていきます。

◇ 一挙に崩壊するようなことを想像してしまうが、十分検討をお願いしたい。

⇒ 基本的なところでは、許可がおりる前に行った環境影響評価の段階で、地質について専門で崩落などのことにも対応されている先生等の確認を得て計画しています。その計画に基づいて、その通り施工してきました。

新しい知見があればそれも注意し、ご指摘にある技術などは、ドローンの活用など新しい技術も出てくるので、採用できる技術か、導入すべきかなどを検討して対応します。崩落とかないように管理します。

◇ 雨水排水路を入れられるが、結局は、その排水溝の維持管理が重要である。崩落の現場では、草木等で水路が詰まってしまいそれが原因になっていることがある。

長期間にわたり、維持管理は徹底してもらいたい。

⇒ 維持管理の掃除がしやすい水路のサイズも考慮して、計画しております。

土地はお返しすることになりますが、そのお返しする土地の上に、廃棄物処分場が乗った状態でお返しすることになります。その廃棄物を含めた施設の維持管理、メンテナンスは最後まで公社がすることであり、土地を売却されても（公社の）権利として立ち入って維持管理できるように、返却後も地上権を設定しておくことを考えています。

ご指摘を踏まえて対応してまいります。

◇ 漏水検知システムの撤去も計画されているが、どうするのか。

⇒ 漏水検知システムは機械ものなので老朽化して誤報を出すおそれがあります。

シートが破れる原因は、ダンプトラック等の通行により、深さが少ない場所で破れることが主なものです。法律で漏水検知システムを付けることが義務にはなっておらず、埋立中に破れないかを皆さんに示して安心してもらう主旨を含み、破れを早期発見する目的があります。

法律に基づき、シートからの漏れがないかを確認するため、現在も確認している地下水の監視が定められているので、それで管理を継続することになります。

◇ 水が浸透して、処分場が安定するまで非常に長い時間がかかる。借地を返還することであるので、法的な整理も必要であると思う。

⇒ 施設の管理は、法律上、設置者（公社）が行うものです。地権者の方々には、ヒノキを植林し、森としてお返しする、育てば収益を上げていただくなど自由に使っていただけるようにしてお返しします。ただし私たちはどうしても管理をしなければならないので、立ち入りをさせていただかなければならないので、地権者の方にもご納得いただけるよう、最後の詰めの段階となっている。ご心配いただいていることについては、公社がしっかりと責任を持てる体制を確保することを地権者の皆様に納得いただいております。ご質問の回答と考えます。

⇒ 今の処分場のある土地は善意の方が所有されておられますが、転売転売の末、我々が入れなくなると、管理自体ができなくなるおそれがあります。地元の方が、環境のためにと同意いただいたものが台無しになってしまう可能性がある。そういうリスクは少ないが、そういうリスクを考えたとき、我々が最終的に 30 年、40 年とずっと管理できるような体制を組む、それが県の責任であると思います。

委員長）わかりました。

◎その他

◇ 補足説明（廃棄物受入終了後の案内）

甲賀環境事務所

⇒ （前回、報告するように指示のあった）排出事業者への情報提供と、不法投棄に対する懸念をお持ちであると県に報告を行った。口頭ですが、報告します。

「クリーンセンター滋賀の廃棄物受入終了時期について」を令和 2~4 年の搬入実績のある事業者、収集運搬事業者すべてに通知しました。廃棄物の排出抑制の支援を実施します。県外の管理型処分場の情報は、県の HP で個別案内するのは困難であり、産業資源循環協会の連絡先を掲載しました。今後民間が管理型処分場を計画される場合は、県が指導することとしました。地元が一番懸念されている不法投棄は、クリーンセンター滋賀建設当時 200 件以上で、令和 3 年の

認知件数としては118件と半減していますが、ゼロではないということです。対策としては、「捨てられそうなところを予防的に集中的に監視する」というやり方と、「速やかに発見速やかに対策する」とその2つを両輪でやっていくということでございます。

⇒ 4月以降具体的な相談があれば、きちんと説明できる体制であるので、10月の受入れ終了後、困られないよう県とともに対応させていただきます。

<処分場の視察地にて>

(場内入り口付近から、埋立作業の状況について、事務局から説明)

◇ 今後のスケジュールは。

⇒ 受け入れの終了自体は、令和5年10月までで、その後、造成作業が令和7年3月までを予定しています。

◇ 搬入台数はどれくらいになるのか。地元には示されるのか。

⇒ 今のところ3万m³くらいかと推定しており、1日あたりでは今の搬入車両の数と同じ程度を見込んでいます。